

第5条の表中

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 副係長                                  | 上司の命を受け、係長を補佐し、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。         |
| 専門員                                  | 上司の命を受け、専門の事務または技術を処理し、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。 |
| 総括保育士、総括保育教諭、教頭                      | 上司の命を受け、担当の高度な事務を処理する。                          |
| 参与、主査、副総括保育士、副総括保育教諭、総括主任保健師、総括主任助産師 | 上司の命を受け、担当の事務または技術を処理する。                        |

」を

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 副係長                               | 上司の命を受け、係長を補佐し、所属職員がいる場合には、所属職員を指揮監督する。       |
| 主幹                                | 上司の命を受け、専門の事務または技術を処理し、所属職員がいる場合には、所属職員を補佐する。 |
| 専門員                               | 上司の命を受け、専門の事務または技術を処理する。                      |
| 総括保育士、総括保育教諭、教頭                   | 上司の命を受け、担当の高度な事務を処理する。                        |
| 保育専門員                             | 上司の命を受け、専門の事務または技術を処理し、所属職員がいる場合には、所属職員を補佐する。 |
| 主査、副総括保育士、副総括保育教諭、総括主任保健師、総括主任助産師 | 上司の命を受け、担当の事務または技術を処理する。                      |

」に

改める。

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(平成7年草津市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)その他の同条第1項」に改める。

第11条各号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の2中「法第28条の5第1項または第28条の6第2項の規定による」を「定年前再任用短時間勤務職員としての」に改める。

第11条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の4各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同条第1号および第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第14条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(草津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第4条 草津市職員の育児休業等に関する規則(平成4年草津市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の3(見出しを含む。)中「第4号」を「第5号」に改める。

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項中「第28条の2第1項」を「第

28条の6第1項」に改める。

第29条第3号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第40条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第40条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の34項を加える。

（条例付則第9項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額と端数計算）

12 育児休業条例付則第2項の規定により読み替えられた条例付則第9項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（条例付則第9項の規定の適用を受ける職員の管理職手当および管理職員特別勤務手当の支給額）

13 当分の間、条例付則第9項の規定の適用を受ける職員に対する次の各号に掲げる手当の支給額は、当該各号に規定する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

- (1) 管理職手当 第3条第1項の規定による額
- (2) 管理職員特別勤務手当 第27条の3第1項の規定による額

（勤務1時間当たりの給与額に関する特例）

14 当分の間、第43条の規定の適用については、同項中「受けるべき給料の月額」とあるのは、「受けるべき給料の月額（条例付則第11項、第13項、第14項の規定による給料を含む。）」とする。

（条例付則第11項の規則で定める職員）

15 条例付則第11項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例付則第11項に規定する異動日（以下「異動

日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項または第2項の規定により異動期間（法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。以下同じ。）を延長された管理監督職（法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）を占める職員をいう。以下同じ。）または第3項特例任用職員（同条第3項または第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたもの（以下「特例任用後降任等職員」という。）を除く。）のうち、次に掲げる職員

ア 異動日以後に初任給基準異動（条例第3条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「初任給等規則」という。）別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。）をした職員

イ 異動日から特定日（条例付則第9項に規定する特定日をいう。以下同じ。）までの間に降格（初任給等規則第2条第4号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。以下同じ。）または降号（草津市職員の降給に関する条例第2条に規定する降号をいう。以下同じ）をした職員

ウ 異動日の前日以後に育児休業法第10条第1項または同法第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員

- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定（給料月額

う。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する条例付則第13項の規定による給料の支給)

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号または第4号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および次項において「第16項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第9項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第16項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第13項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表の適用を異にする異動または初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格または降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格または降号をした日に当該降格または降号がないものとした場合の同日のその者の号給等(当該職員に適用される給料表ならびにその職務の級および号給をいう。以下同

じ。)に対応する給料月額に相当する額と当該降格または降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格または降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をして

いる職員

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員

市長の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員

異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額(条例第5条の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(育児短時間勤務等をしている職員にあつては、当該給料月額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))をいう。以下同じ。)を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第16項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とす

る。

18 第16項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第16項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第16項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

19 第16項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第13項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する条例付則第13項の規定による給料の支給）

20 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第20項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（第22項各号、第24項および第25項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第20項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第13項の規定による給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第20項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の

受ける給料月額との差額」とする。

22 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号または第4号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第24項において「第22項基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第24項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第22項基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）

仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表および初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格

(初任給等規則第17条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。) または降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格または降号をした日に当該降格または降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格または降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格または降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額  
ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員

異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員

市長の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員

異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第22項基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

24 第22項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第22項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第22項基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

25 第22項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第13項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例付則第14項の規定による給料の支給)

26 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この項、第29項、第30項および第33項において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第29項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以

下この項、第28項から第30項まで、第32項および第33項において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第29項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第28項において「第26項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第26項基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第26項基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

28 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第26項基礎給料月額は、第26項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

29 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例付則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格または降号をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短

時間勤務等を終了した職員を除く。)

- (4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員または市長の定めるこれに準ずる職員

30 第1項特例任用職員または第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第33項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項および第33項において「第30項基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第30項基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例付則第14項の規定による給料として支給する。

31 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第30項基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

32 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定または減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第30項基礎給料月額は、第30項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。